D2
ケーヨーデイツー

第84回　定時株主総会
招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会へのご出席に関しましては、株主総会開催日現在の感染の拡大状況を十分ご確認のうえ、出欠のご検討をお願い申し上げます。

開催日時

2022年5月24日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社 ケーヨー 本社 会議棟 大会議室

議案

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役2名選任の件

目次

第84回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 7
（提供書面）
事業報告…… 18
計算書類…… 36
監査報告…… 51

議決権の事前行使にご協力ください。

書面(郵送)またはインターネット等にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限　：　2022年5月23日(月曜日）午後6時まで
なお、同封の議決権行使書がお手元に届き次第、議決権行使の手続きは可能でございます。

株式会社 ケーヨー
証券コード：8168

証券コード　8168
2022年４月27日

株　主　各　位

千葉市若葉区みつわ台一丁目28番１号
株式会社 ケーヨー
代表取締役社長　　醍　醐　茂　夫

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催致しますのでご案内申し上げます。
　新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会へのご出席に関しましては、株主総会開催日現在の感染の拡大状況を十分ご確認の上、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年５月23日(月曜日)午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2022年５月24日（火曜日）午前10時
2. 場　　所　千葉市若葉区みつわ台一丁目28番１号
株式会社　ケーヨー　本社　会議棟　大会議室
3. 目的事項
報告事項　第84期（2021年３月１日から2022年２月28日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.keiyo.co.jp/）において掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

1. 株主総会会場へのご来場に関するお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会へのご出席に関しましては、株主総会開催日現在の感染の拡大状況を十分ご確認のうえ、出欠のご検討をお願い申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、株主の皆様の安全・安心を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため適切な措置を講じてまいります。会場では、**株主様同士のお席の間隔を十分確保するため、座席数を限定しております。満席の際はご入場いただけない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。

2. 事前の議決権行使に関するお願い

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利であり、ご来場いただくほかにも、書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使が可能であります。

感染リスクを避けるためにも、書面（郵送）またはインターネット等による事前の議決権行使にご協力いただきたくお願い申し上げます。

3. ご来場株主様へのお願い

(1) ご来場の株主様におかれましては、当日までの健康状態や感染状況にご留意いただき、当日はマスクの着用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
(2) 感染予防措置としまして、会場受付時に手指の消毒や検温などを実施させていただきます。
発熱のある方や体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(3) 株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
(4) 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

4. 事後動画配信について

本年の株主総会当日の模様につきましては、後日インターネットにて動画配信をさせていただく予定です。詳細につきましては、別紙「第84回定時株主総会　事後動画配信のご案内」をご確認ください。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

ご推奨

インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年5月23日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年5月23日（月曜日）
午後6時到着分まで

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年5月24日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

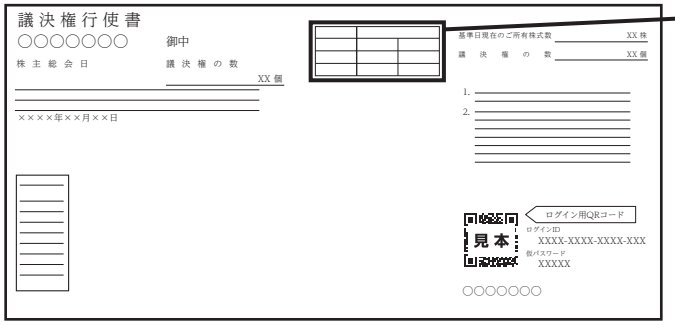

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第３、４号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

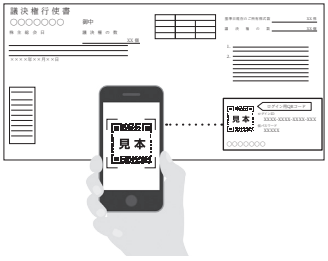

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

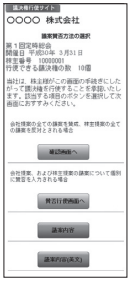

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

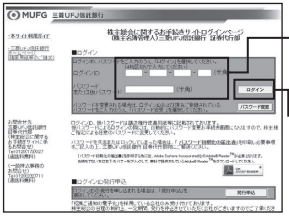

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録する

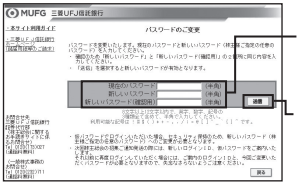

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間　平日午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（2）インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）インターネットによる議決権行使は、2022年5月23日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記２．（１）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（１）書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
・電話0120-173-027（受付時間 平日 午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主還元を重要な経営課題の一つとして考えており、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としたうえで、収益の状況を勘案した利益配分に努めることとしております。

上記方針に基づき、第84期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金６円25銭を含めた当期の年間配当金は、１株当たり12円50銭となります。

(1)　配当財産の種類	**金銭**

(2)　配当財産の割り当てに関する事項およびその総額	当社普通株式１株につき金　**６円25銭** 総額　**372,978,482円**

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日	**2022年５月25日**

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(4) 条文の新設に伴い、現行定款第15条以下を１条ずつ繰り下げるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第15条～第36条（条文省略）	第16条～第37条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（附則） （株主総会資料の電子提供に関する経過措置）
（新　　設）	第１条　定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 ２　本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）６名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の指名に際しましては、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める指名･報酬委員会に審議を求め、その審査結果を尊重して決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）	所有する当社の株式数
1	じつかわ　こうじ 實川　浩司 (1959年10月１日生)	1984年４月　当社入社 2009年１月　当社執行役員開発本部長 2010年１月　当社執行役員経営企画部長 2010年５月　当社取締役経営企画部長 2011年６月　当社取締役社長室長兼広報部長 2012年５月　当社常務取締役社長室長兼広報部長 2012年８月　当社常務取締役社長室長 2014年１月　当社常務取締役社長室長兼財務担当 2015年２月　当社常務取締役社長室長 兼財務・コンプライアンス担当 2017年３月　当社代表取締役専務社長室長 兼コンプライアンス担当 2018年２月　当社代表取締役専務営業本部長（現任） 2022年５月　当社代表取締役社長（予定）	92,100株
	【取締役候補者とした理由】 實川浩司氏は、取締役として経営企画部門や社長室長を経験し、2017年からは当社の代表取締役専務として当社の経営を担っており、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。現在は、営業本部の本部長として営業全体を統括し、またＤＣＭホールディングス㈱との資本業務提携の中心的な役割を果たしており、今後も強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。 なお、實川浩司氏は、本議案可決の場合、代表取締役社長就任を予定しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）	所有する当社の株式数
2	てらだ　けんじろう 寺　田　健次郎 (1963年12月４日生)	1986年４月　当社入社 2009年１月　当社人事部長 2009年６月　当社執行役員人事部長 2011年５月　当社取締役人事本部長兼人事部長 2012年８月　当社取締役人事・総務担当兼採用部長 2013年８月　当社取締役人事・総務・システム担当兼採用部長 2015年１月　当社取締役人事・総務・システム担当 2016年５月　当社取締役営業企画室長 2017年３月　当社常務取締役管理担当兼人事部長 2018年２月　当社常務取締役社長室長兼管理本部長 2019年２月　当社常務取締役管理本部長 2020年２月　当社常務取締役管理本部長兼コンプライアンス担当(現任) 2022年５月　当社常務取締役人事本部長兼コンプライアンス担当兼関連会社担当（予定）	60,700株
	【取締役候補者とした理由】 寺田健次郎氏は、管理部門である人事・総務・システム・店舗開発部門に従事し、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有しております。また、経営者としての視点で積極的な意見・提言がおこなえるなど当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。 なお、寺田健次郎氏は、本議案可決の場合、常務取締役人事本部長兼コンプライアンス担当兼関連会社担当就任を予定しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）	所有する当社の株式数
3	なかざわ　みつお 中澤　光雄 (1969年10月２日生)	1993年６月　当社入社 2010年11月　当社商品4部長 2012年１月　当社商品本部第二グループ長 2013年８月　当社商品4部長 2014年１月　当社商品7部長 2014年８月　当社販売促進部長 2015年７月　当社商品企画統括部長 2015年９月　当社執行役員商品企画統括部長 2018年２月　当社執行役員営業本部副本部長 兼商品計画推進統括部長 2018年５月　当社取締役営業本部副本部長 兼商品計画推進統括部長 2021年２月　当社取締役営業本部副本部長 兼商品統括部長兼商品SV部長 2021年９月　当社取締役営業本部副本部長 兼商品統括部長(現任) 2022年５月　当社常務取締役営業本部長兼商品統括部長（予定）	37,500株
	【取締役候補者とした理由】 中澤光雄氏は、商品部長、販売促進部長を経験し、現在は営業本部の副本部長として営業全体を統括しており、営業部門での豊富な経験と知識を有しております。また、ＤＣＭホールディングス㈱とのシナジー効果を享受するための営業施策の中心的役割を担っております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。 　なお、中澤光雄氏は、本議案可決の場合、常務取締役営業本部長兼商品統括部長就任を予定しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）	所有する当社の株式数
4	きたむら　けいいち 北　村　圭　一 (1974年１月26日生)	1996年４月　当社入社 2012年８月　当社経営企画部長兼広報部長 2013年２月　当社営業企画部マネジャー 2015年１月　当社経営企画部長兼広報部長 2016年６月　当社執行役員経営企画部長兼広報部長 2018年５月　当社取締役経営企画部長兼広報部長 2019年２月　当社取締役経営企画統括部長兼広報部長(現任) 2022年５月　当社取締役管理本部長兼経営企画統括部長兼広報部長（予定）	26,600株
	【取締役候補者とした理由】 北村圭一氏は、経営企画部長、営業企画部マネジャーを経験し、現在は経営企画統括部の統括部長として、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。また、ＤＣＭホールディングス㈱とのシナジー効果を享受するための資本業務提携の中心的役割を担っており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。 　なお、北村圭一氏は、本議案可決の場合、取締役管理本部長兼経営企画統括部長兼広報部長就任を予定しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）	所有する当社の株式数
5	※ しみず　としみつ 清水　敏光 (1963年11月　1日生)	1986年３月　㈱石黒商店（ＤＣＭ㈱）入社 2010年３月　ＤＣＭホールディングス㈱人事統括部長 2011年５月　ホーマック㈱（ＤＣＭ㈱）取締役 2012年３月　ＤＣＭホールディングス㈱執行役員人事統括部長 2015年５月　ＤＣＭホールディングス㈱取締役執行役員 総務・人事担当兼総務・人事統括部長 2021年３月　ＤＣＭホールディングス㈱取締役執行役員 内部統制、総務・株式・広報　管掌（現任） 2021年３月　ＤＣＭ㈱取締役副社長兼管理本部長兼総務・人事統括部長 2022年１月　ＤＣＭアドバンスド・テクノロジーズ㈱代表取締役（現任） 2022年３月　ＤＣＭ㈱取締役副社長兼管理本部長（現任） 〔重要な兼職状況〕 ・ＤＣＭホールディングス㈱取締役執行役員 内部統制、総務・株式・広報　管掌 ・ＤＣＭ㈱取締役副社長兼管理本部長 ・ＤＣＭアドバンスド・テクノロジーズ㈱代表取締役	－株
	【取締役候補者とした理由】 清水敏光氏は、2017年１月当社と資本業務提携をおこなったＤＣＭホールディングス㈱において内部統制、総務・株式・広報を管掌し、ＤＣＭ㈱では取締役副社長を務めるなど、企業経営に関する豊富な知識と経験を有しており、当社とのシナジー効果をさらに高めていくうえで適時適切な助言をいただけることと判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）	所有する当社の株式数
6	※ おじま　つかさ 尾島　司 (1963年8月24日生)	1986年４月　㈱三和銀行（現㈱三菱ＵＦＪ銀行）入行 2005年１月　リーマン・ブラザーズ証券㈱ 投資銀行本部金融法人グループ統括責任者 2008年10月　野村證券㈱インベストメント・バンキング部 マネージング・ディレクター 2012年６月　同社執行役員インベストメント・バンキング 兼マーチャント・バンキング担当 2014年７月　同社執行役員ウェルス・マネジメント担当 2017年６月　ウェルス・マネジメント㈱取締役 2018年６月　同社取締役　兼　副社長執行役員 2020年６月　㈱大戸屋ホールディングス取締役 2021年６月　イオン㈱アドバイザー 2022年３月　同社執行役事業推進・ブランディング担当（現任） 〔重要な兼職状況〕 イオン㈱執行役事業推進・ブランディング担当	－株
	【取締役候補者とした理由】 尾島司氏は、これまで金融機関等の取締役を経験し、現在はイオン㈱の執行役事業推進・ブランディング担当を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の経営の重要事項の決定等に適時適切な助言をいただけると判断し、取締役候補者といたしました。		

（注）１．※印は、新任取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．当社は、本総会において、清水敏光氏並びに尾島司氏が承認された場合、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
４．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、保険期間中に、当社並びに株主、投資家及び従業員その他の第三者から損害賠償等を受けた場合において、損害賠償金・訴訟費用等を負担することによって被る損害を該当保険契約により補填することとしております。なお、候補者は当該保険の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役2名選任の件

当社は監査等委員である取締役を3名選任しておりますが、経営の透明性と健全性のさらなる向上及び、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図りたく、新たに監査等委員である取締役2名を増員することとし、選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）	所有する当社の株式数
1	※ かとう　たけひと 加藤武人 (1961年12月25日生)	1989年７月　税理士登録（登録番号67032） 1990年12月　㈱加藤会計事務所設立　代表取締役就任（現任） 1991年２月　加藤武人税理士事務所開設　代表就任（現任） 2000年２月　㈱ＴＫＭコンサルティング設立代表取締役就任（現任） 2002年10月　㈲ウエルテイケイエム設立　取締役就任（現任） 2013年８月　OKUNOU CORPORATION Co,.Ltd（モンゴル）設立　代表取締役就任（現任）	－株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 加藤武人氏は、税理士としての豊富な経験や企業経営者として多くの事業に携わり、豊富な経験と知見を有しております。当社の健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有していることから、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		
2	※ よしだ　かずみ 吉田和美 (1973年2月5日生)	1995年４月　㈱野村総合研究所入社 1998年４月　野村證券株式会社転籍 2013年12月　弁護士登録（登録番号49509） 石本哲敏法律事務所入所 2016年４月　東京弁護士会非弁護士取締委員会委員（現任）	－株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 吉田和美氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、女性視点、消費者視点からも有益な助言や意見が期待されることから、職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．※は、新任監査等委員である取締役の候補者であります。
２．現任の監査等委員である取締役川井信夫氏、奥田行雄氏、茅根務氏と合わせ5名体制を予定しております。
３．加藤武人氏、吉田和美氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、取締役の３分の１以上を独立社外取締役とすることを基本方針としております。本議案が承認可決された場合、独立社外取締役が取締役総数に占める比率は、３分の１以上となります。
４．当社は、加藤武人氏、吉田和美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏が選任された場合には、独立役員として指定する予定です。
５．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
６．当社は、新任候補者の加藤武人氏、吉田和美氏との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結いたします。
７．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、保険期間中に、当社並びに株主、投資家及び従業員その他の第三者から損害賠償等を受けた場合において、損害賠償金・訴訟費用等を負担することによって被る損害を該当保険契約により補填することとしております。なお、候補者は当該保険の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】
本株主総会後の当社取締役（監査等委員含む）のスキルマトリックス

		企業経営	業界知識	営業戦略	財務ファイナンス	人事労務	法務コンプライアンス	サステナビリティSDGs	DX・ITデジタル	立地開発
代表取締役社長	實川浩司	●	●	●	●					●
常務取締役	寺田健次郎		●			●	●		●	●
	中澤光雄		●	●				●	●	●
取締役	北村圭一			●	●			●	●	
	清水敏光	●	●			●	●			
	尾島司	●			●		●	●		
取締役監査等委員	川井信夫				●		●			●
	奥田行雄	●				●			●	
	茅根務	●			●			●		
	加藤武人	●			●			●		
	吉田和美				●	●	●			

以　上

〔提供書面〕

事　業　報　告

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

1. 会社の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当事業年度（2021年3月1日～2022年2月28日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が長期化したことで経済活動が停滞するなど厳しい状況が続いております。ワクチン接種が促進されているものの、変異ウイルスによる感染再拡大のリスクやロシアによるウクライナ侵攻をめぐる国際情勢不安も重なり、先行きの不透明感は一層強まっております。

小売業界におきましては、同業他社や他業態との競争が激化している中、海外物流の停滞や原油価格高騰等による個人消費への影響、新型コロナウイルス感染症対策による営業活動への影響など、依然として厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社におきましては、お客様と従業員の安心・安全を最優先に新型コロナウイルス感染症対策として、消毒・清掃の徹底、身体的距離の確保、従業員の検温等あらゆる対策を継続しながら、社会的インフラとしての役割を果たすため、地域のお客様の日常生活・くらしを支える商品の安定供給、サービスの充実に努めてまいりました。

販売拠点につきましては、敷地の有効活用を目的に売場面積の見直しを実施し、６月に新たにオープンした一宮八幡店（愛知県一宮市）の他、全面改装によるリニューアルオープンを８店舗で実施しました。また、５月に１店舗（稲沢店：愛知県稲沢市）、６月に２店舗（西野山店：京都府京都市、旧一宮八幡店：愛知県一宮市）、11月に１店舗（つくば店：茨城県つくば市）の計４店舗を閉店しております。

販売面につきましては、ＤＩＹ・園芸用品の需要が継続するとともに、リフォーム受注体制の充実や住まいに関するサービスの拡大により住宅設備部門が好調に推移しました。一方、前年の新型コロナウイルス感染症拡大により大幅に伸長した感染対策商品や定額給付金の影響については想定内の反動減となりましたが、夏季・冬季オリンピック・パラリンピック期間の自宅等でのテレビ観戦による影響で想定よりも客数が減少いたしました。また、夏季の天候不順や冬季の気温低下が遅れた影響により、冷暖房関連商品が不振となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,020億76百万円（前年比90.0％）となりました。利益面では、引き続きＤＣＭ共通商品への入替効果及びＤＩＹ・園芸用品の売上高構成比の増加により、荒利益率が改善した他、店舗オペレーション改善による人件費を中心とした経費コントロールを継続し、前年を下回る経費高に抑えた結果、営業利益47億49百万円（前年比97.1％）、経常利益54億93百万円（前年比98.0％）、当期純利益37億73百万円（前年比124.0％）となりました。

②主要商品部門別概況（2021年3月1日～2022年2月28日）

園芸部門

前年の巣ごもり需要の反動はあるものの、コロナ禍によるガーデニング需要は継続しており、花苗、植木等の園芸植物や園芸用土・肥料、薬品等のガーデニング用品が好調に推移いたしました。また、1月・2月の降雪の影響により雪かきスコップや除雪機等の除雪用品も好調に推移いたしました。その結果、売上高は190億71百万円（前年比95.6%）となりました。

ホームインプルーブメント部門

DIY需要は引き続き継続しており前々年を上回る結果となりましたが、前年の感染防止対策として需要が急増したアクリル板等を中心に反動を大きく受ける結果となりました。その結果、売上高は173億71百万円（前年比90.4%）となりました。

ホームレジャー・ペット部門

キャンプ等のレジャー需要が高まり、バーベキュー用品やキャンピング用品が好調に推移いたしました。一方、前年の巣ごもり需要で好調であったトレーニング用品、スポーツ用品等が反動を大きく受ける結果となりました。その結果、売上高は149億9百万円（前年比92.3%）となりました。

ハウスキーピング部門

生活必需品となったマスクは、新たな機能やデザインを追加した商品を訴求したことにより、前年を上回る実績となりました。一方、ハンドソープや消毒液、ビニール手袋等の感染対策用品が前年の反動を大きく受ける結果となりました。その結果、売上高は298億16百万円（前年比87.1%）となりました。

ホームファニシング部門

テレワークの定着等の影響により、オフィスチェア、デスク等のテレワーク用家具は引き続き好調に推移いたしました。一方、カーテンやテーブルクロス、クッション、収納用品等が前年の反動を大きく受けた他、冬物のラグや寝具等が冬季の気温低下が遅れた影響で不振となりました。その結果、売上高は64億7百万円（前年比84.1%）となりました。

ホームエレクトロニクス部門

販売体制の強化を図った洗面化粧台等の住宅設備、リフォームが好調に推移いたしました。一方、夏季の天候不良や冬季の気温低下が遅れた影響が大きく、扇風機やエアコン、石油ストーブ、こたつ等の冷暖房家電が低調に推移いたしました。その結果、売上高は124億71百万円（前年比85.8%）となりました。

商品部門別売上高および構成比率

商品部門別	当事業年度（自　2021年３月１日 至　2022年２月28日）		
	売上高（百万円）	構成比（％）	前年比（％）
園芸	19,071	18.7	95.6
ホームインプルーブメント	17,371	17.0	90.4
ホームレジャー・ペット	14,909	14.6	92.3
ハウスキーピング	29,816	29.2	87.1
ホームファニシング	6,407	6.3	84.1
ホームエレクトロニクス	12,471	12.2	85.8
その他	2,028	2.0	117.6
売上高合計	102,076	100.0	90.0

(注)　上記の金額には消費税等は含まれておりません。

部門別の主な取扱商品

部門	取扱商品
園芸	園芸用品、大型機械、農業・業務資材、屋外資材、植物他
ホームインプルーブメント	作業用品、金物、工具、塗料、補修、木材、建築資材他
ホームレジャー・ペット	カー用品、スポーツ、玩具、自転車、レジャー、ペット用品他
ハウスキーピング	日用消耗品、文具、ダイニング・キッチン、 バス・トイレタリー、ヘルスケア・ビューティケア、食品他
ホームファニシング	インテリア、寝具、家具収納他
ホームエレクトロニクス	家庭電器、冷暖房、電材・照明、ＡＶ情報機器、住宅設備、 エクステリア他
その他	テナントペット、灯油、催事、工事費、サービス料他

③ 設備投資の状況
当事業年度における設備投資総額は53億99百万円であります。そのうち、土地の購入を実施したことに伴う投資額は34億90百万円、当事業年度の店舗改装及び新設店舗に関わる投資を実施したことに伴う設備投資額は２億76百万円、システム関連投資は９億23百万円となりました。
なお、設備投資額には有形固定資産の他に、無形固定資産、敷金等への投資額を含めております。

④ 資金調達の状況
該当事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 81 期 (2019年2月期)	第 82 期 (2020年2月期)	第 83 期 (2021年2月期)	第 84 期 (当事業年度) (2022年2月期)
売上高 (百万円)	114,838	107,628	113,411	102,076
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△753	1,219	5,602	5,493
当期純利益 (百万円)	342	1,240	3,043	3,773
１株当たり当期純利益 (円)	5.26	19.04	46.73	58.60
純資産 (百万円)	41,881	40,711	46,445	42,643
総資産 (百万円)	81,142	77,477	81,088	76,875

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

（注）株式会社ケーヨー保険サービス、株式会社穂高ショッピングセンターの２社は、子会社でありますが、いずれも小規模であり資産基準、売上高基準、利益基準および利益剰余金基準等からも、財政状態および経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして連結の範囲から除外しております。

⑷ 対処すべき課題

個人消費の低迷や他業態との競争激化等の厳しい経営環境が続く中、当社は、ＤＣＭグループとのシナジー効果を早期に実現することで、お客様のニーズに合わせた便利な買物と安さの提供、品揃え枠の拡大等によりお客様の生活スタイルに合った商品やサービスを提供し続けることで企業価値向上を図ります。また、当社の創業者が掲げた３つの社是([わが社は販売、サービス業をもって社会に貢献する」、「わが社は会社の繁栄と社員の幸福を一致させる」、「わが社は一流企業となる」）と企業理念(「豊かで多様な生活スタイルを多くの人々が毎日楽しめるような社会を実現する」）は、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に密接に関連していると考え、SDGsの達成に向けた取り組みを行ってまいります。

① 荒利益の重視

企業として、発展と存続を続けていくためには、お客様のご期待にお応えしながら、利益を上げていくことが重要となります。そのために、荒利益をより重視した取り組みを行ってまいります。店舗の立地や規模に合わせて適正な部門構成を構築し、荒利益の構造を変革していくと同時に、オリジナル商品の提供にも、より積極的に取り組んでまいります。

② 品揃えの充実

地域のお客様の暮らしのニーズに柔軟かつきめ細やかに対応した多様な品揃えを実現することが重要と考えております。特にホームセンターとして当社の強みが出せるようＤＩＹ用品、園芸用品、ペット用品、家庭用品等の強化を図りながら、地域密着型の店舗形態を最大限活用することにより日々変化するお客様のニーズに敏感に反応し、そのニーズをきめ細やかに反映した品揃えを目指してまいります。また、お客様のニーズに合った商品を提供するために、より柔軟にお客様の暮らしにおけるご要望にお応えできるよう、満足できる品質と納得できる価格のオリジナル商品を提供し続けてまいります。

③ サービスの向上

地域のお客様に親しまれお役にたてる店づくりをするためには、社員全員の誠実で親しみのある接客が重要と考えております。お客様に楽しく快適にお買い物をしていただくために、社員全員がお客様を心からお迎えする体制を充実させてまいります。また、お買い物に付随するサービスとして、会員施策の導入や宅配、各種商品の取付・交換、不用品の引取り等をより一層充実させてまいります。

④ 販売拠点の拡大

お客様の利便性を高めていくためには、販売拠点を拡大していくことが重要と考えております。当社は、商圏を広域化した大規模店舗を目指すのではなく、１店舗１店舗を小商圏化し、かつ商圏が隣接した形でそれぞれの地域に集中的に出店するチェーンストア経営を行っております。今後も、スクラップ＆ビルドを推進しながら、商圏に合った適正な規模の店舗を、地域のお客様の要望に応えられるよう新規出店を増やし、出店地域を拡大してまいります。

⑤　利益体質の強化

販売拠点を拡大するためには、利益体質の強化が重要と考えております。商品力と品揃えの充実を図るとともに、ローコストオペレーションをより徹底してまいります。今後は、広告宣伝費や人件費を中心に今まで以上にコストの低減を進めてまいります。また、商品在庫のコントロールの精度をさらに高め、営業キャッシュ・フローの改善を図るとともに、バランスの良い設備投資を行い、資本効率の改善にも取り組んでまいります。

⑥　サステナビリティ/SDGsへの取り組み

当社は、以下のサステナビリティ基本方針に基づき取り組みを推進してまいります。

当社は、チェーンストア経営によって、「豊かで多様な生活スタイルを、多くの人々が毎日楽しめるような社会を実現する」ことを目指しており、持続可能な社会の実現を目指したSDGsの達成に向けた取り組みは、企業理念とも合致すると考えています。「地域社会との共生」、「環境問題への対応」、「労働環境の充実」、「コーポレートガバナンス・コンプライアンスの充実」を4つの重要課題（マテリアリティ）と定め、販売・サービス業を通し、持続可能な社会づくりに向けた活動を推進してまいります。

当社のサステナビリティについての取り組みに関しては、以下をご参照ください。

・https://www.keiyo.co.jp/company/sdgs/

⑸　次期の見通し

次期の見通しにつきましては、国内経済は、新型コロナウイルス感染症の3回目のワクチン接種が開始されるなど回復への期待感がある一方で、収束時期は未だ不透明な状況となっております。小売業界におきましては、同業他社や他業態との競争も一層激化する中で、原油価格の高騰やロシアによるウクライナ侵攻をめぐる国際情勢不安による物流や原材料費に与える影響等も懸念されるなど、引き続き厳しい経営環境が想定されます。

このような状況の中、これまで推し進めてきたＤＣＭ共通商品への入替やＤＣＭ棚割導入改装、物流連携等による荒利益率改善効果が表れている他、課題として取り組んでいる経費構造の抜本的な見直しとして、店舗オペレーションの効率化を図り、人的資源の有効活用をさらに推進してまいります。

次期事業年度の見通しは、売上高1,000億0百万円（前年比98.0％）、営業利益60億0百万円（前年比126.3％）、経常利益63億0百万円（前年比114.7％）、当期純利益39億0百万円（前年比103.3％）を予想しております。

なお、当社では2022年5月に創業70周年を迎えるにあたり、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、次期の配当につきましては普通配当6円25銭に記念配当1円を加え、中間・期末ともに1株当たりの配当を7円25銭とすることを予定しております。

⑹ **中期経営計画の進捗状況**

当社は、2018年8月7日に公表した2022年度売上高1,170億円、営業利益率5.0％を目標とする中期経営計画に沿って、一時的に改装コストや商品入替による負担が発生することとはなるものの、早期のシナジー享受の為、ＤＣＭ棚割導入改装に注力してまいりました。その結果、2021年度末までに計102店舗の全面改装が終了し、改装作業は概ね目途がついた状況となりました。

2022年4月12日公表の「中期経営計画の見直しに関するお知らせ」のとおり、目標最終年度となる2022年度の数値目標を売上高1,000億円、営業利益率6.0％へと変更いたします。営業利益率につきましては、荒利益率の改善と経費構造の抜本的な見直しをさらに推進する計画としたため、当初計画を上回る見込みです。一方、売上高につきましては、不採算店舗の閉店を計画以上に進めたことや、既存店の利益構造改革に注力し新規出店のスピードを抑えたことから、当初計画よりも減収となります。

なお、営業利益高としては当初計画を上回る水準とし、達成に向けて邁進してまいります。

また、2022年4月12日公表の「代表取締役の異動（社長交代）に関するお知らせ」及び「組織変更及び役員の異動等に関するお知らせ」のとおり、新体制のもと2024年２月期以降の新中期経営計画を策定してまいります。

⑺ **主要な事業内容**（2022年２月28日現在）

当社は、ＤＩＹ用品、園芸用品、家庭用品、インテリア用品、レジャー用品、ペット用品等住まいと暮らしを豊かにする住関連商品を販売するホームセンター事業を営んでおります。

⑻ **主要な営業所**（2022年2月28日現在）

店　舗　　千葉県38店舗、長野県23店舗、埼玉県17店舗、東京都15店舗、静岡県12店舗、神奈川県10店舗、茨城県８店舗、山梨県８店舗、愛知県６店舗、京都府６店舗、宮城県６店舗、福島県４店舗、栃木県４店舗、大阪府３店舗、岐阜県２店舗、兵庫県１店舗、群馬県１店舗、三重県１店舗、和歌山県１店舗、滋賀県１店舗　計167店舗

⑼ **使用人の状況**（2022年2月28日現在）

区　分	使用人数	前事業年度末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳　ヶ月	年　ヶ月
男　性	1,031	△34	46　3	22　5
女　性	63	△3	35　5	12　7
合計または平均	1,094	△37	45　7	21　10

（注）　準社員126名およびパートナー、アルバイト2,478名（１日８時間換算）は除いております。

⑽ **主要な借入先の状況**（2022年2月28日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社千葉銀行	5,575
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,500
株式会社みずほ銀行	850

⑾ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年２月28日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 230,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 65,140,184株

⑶ **株主数** 11,906名

⑷ **大株主の状況（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ＤＣＭホールディングス株式会社	12,567	21.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,376	7.33
ケーヨー従業員持株会	3,903	6.54
イオン株式会社	3,551	5.95
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	2,886	4.84
株式会社日本カストディ銀行	2,666	4.47
株式会社千葉銀行	2,620	4.39
株式会社常陽銀行	1,500	2.51
ＣＧＭＬ ＰＢ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＯＵＮＴ/ＣＯＬＬＡＴＥＲＡＬ	1,428	2.39
株式会社千葉興業銀行	1,363	2.29

（注）1. 当社は自己株式5,463,627株（8.39％）を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除した発行済株式の総数59,676千株により算出しております。
3. 上記の信託銀行の株式数には、信託業務に係る株式数が次のとおり含まれております。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 4,376千株
株式会社日本カストディ銀行 2,536千株
4. 2022年2月22日付で公衆の縦覧に供される大量保有報告書（変更報告書）において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が2022年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、大量保有報告書の変更報告書に基づき、主要株主の異動を確認したため、2022年3月2日付で臨時報告書（主要株主の異動）を提出しております。
大量保有報告書（変更報告書）の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
	千株	%
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	6,269	9.62

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年２月28日現在）

会社における地位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	醍　醐　茂　夫		ＤＣＭホールディングス㈱ 取締役
代表取締役専務	實　川　浩　司	営業本部長	
常務取締役	寺　田　健次郎	管理本部長 兼 コンプライアンス担当	
取締役	中　澤　光　雄	営業本部副本部長 兼 商品統括部長	
取締役	北　村　圭　一	経営企画統括部長 兼 広報部長	
取締役	熊　谷　寿　人		ＤＣＭホールディングス㈱ 取締役執行役員
取締役	豊　島　正　明		イオン㈱顧問
取締役(常勤監査等委員)	川　井　信　夫		
取締役(監査等委員)	奥　田　行　雄		
取締役(監査等委員)	茅　根　　務		

（注）1. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、川井信夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役(監査等委員) 奥田行雄氏、茅根務氏は、社外取締役であります。
3. 奥田行雄氏、茅根務氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
4. 2021年5月25日開催の株主総会において、茅根務氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
5. 川井信夫氏、奥田行雄氏、茅根務氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2021年９月１日付で取締役　中澤光雄氏の担当が、取締役営業本部副本部長兼商品統括部長兼商品ＳＶ部長から取締役営業本部副本部長兼商品統括部長に変更となりました。

(2) 事業年度中に退任した会社役員

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
牧　　正　廣	2021年5月25日	任期満了	取締役（監査等委員）
小　室　　和　夫	2021年5月25日	任期満了	取締役（監査等委員）

⑶ 取締役の報酬の決定方針

①取締役および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2015年5月21日開催の第77回定時株主総会において、年額５００百万円以内とする決議をいただいており、当該定めに係る取締役の員数は、7名（社外取締役の該当なし）となっております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年5月21日開催の第77回定時株主総会において、年額５０百万円以内とする決議いただいており、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数は、4名（うち社外取締役3名）となっております。

②各取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は安定的な株主利益還元の方針のもと、取締役の報酬については、固定報酬と業績連動報酬により株主総会が決定する報酬総額の限度内で世間水準及び対従業員給与とのバランスを考慮して決定する事としております。

また、当社は2018年12月に取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬に関する事項の決定に関して、取締役会における意思決定のプロセスの透明性・客観性を高めることを目的として社外取締役２名（うち１名を議長とする）及び社内取締役１名を委員とする「指名・報酬委員会」を設置しております。

指名・報酬委員会にて、役員報酬に係る方針について審議、答申を行い、取締役会（監査等委員である取締役の場合は監査等委員会）において、上記株主総会で決議されている上限額の範囲内において、決議しております。

上記決議における個人別報酬の内容につきましては、役員報酬に係る方針・役員報酬に関する内規と、審議された指名・報酬委員会の答申との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

③役位毎の報酬の方針

・取締役（監査等委員である者を除く）

当社の取締役の報酬は、業績連動報酬以外の報酬（基本報酬）としての固定報酬と、短期業績に基づく役員賞与としての業績連動報酬とにより構成されており、基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、役位、職責、貢献度、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬（賞与）につきましては、基準数値として当期純利益をベースに調整を行い、役位ごとに基準乗率を乗じて算出し、翌年６月に支給することとしております。なお、当期純利益率が0.25％以上である場合を支給対象として検討する最低基準としております。

当期純利益を基準数値としている理由といたしましては、賞与が短期的なインセンティブ報酬であることから、単年度の期間損益を示す当期純利益が、賞与算定期間の貢献度を評価する指標としてふさわしいと判断したからであります。業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等

の支給割合につきましては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とし、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬としての賞与の支給割合は、一定の算式に基づき、業績に応じて変動する仕組みとしております。2022年２月期の業績連動報酬比率の実績は取締役（監査等委員であるものを除く。）平均で25.8％となっております。

・監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬につきましては、公平性、独立性を考慮し、固定報酬のみとしております。なお、当社の社外取締役２名はいずれも監査等委員であります。

④各取締役の報酬等の額の決定の委任に関する事項

取締役の報酬につきましては、2021年３月2日及び５月25日の指名・報酬委員会にて基本報酬を審議、2022年３月8日の指名・報酬委員会で業績連動報酬等の審議を行い、2022年５月24日開催の取締役会で指名・報酬委員会の答申を尊重して決定を行う予定であります。監査等委員である取締役の報酬につきましても、2021年５月25日開催の監査等委員会の協議による全会一致の決議を経て決定を行っております。

尚、上記の指名・報酬委員会は社外取締役である監査等委員である取締役の奥田行雄氏を委員長、社外取締役である監査等委員である取締役の茅根務氏及び当社代表取締役社長の醍醐茂夫氏を委員として構成しており、独立かつ客観的な立場から役員報酬制度の在り方を含めた報酬体系及び報酬額の妥当性を継続的に審議と答申を委任しております。社外取締役を構成員の過半数とし、かつ委員長としているのは、意思決定のプロセスの透明性・客観性を高めることを目的としている為であり、代表取締役社長を構成員としているのは、会社全体並びに各取締役の職務についての把握を行うのに最適であると判断している為です。

⑷ 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の種類別の額		
		基本報酬	業績連動報酬等(賞与)	非金銭報酬等
	名	百万円	百万円	百万円
取締役（監査等委員であるものを除く。）	6	91	31	－
（うち社外取締役）	(－)	(－)	－	－
監査等委員である取締役	5	17	－	－
（うち社外取締役）	(4)	(5)	－	－
合計	11	108	31	－

（注）1. 上記業績連動報酬等の額には、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する当事業年度に係る賞与支払見込額が含まれております。

2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。

3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の人員は、無報酬である取締役１名を除いております。

⑸ 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

	氏　名	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員)	奥田行雄	17回／17回	13回／13回	金融機関監査役としての豊富な経験と見識より、必要に応じ発言を行っております。
取締役(監査等委員)	茅根　務	13回／13回	10回／10回	企業経営者としての経験と見識に基づく発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	牧　正廣	4回／4回	3回／3回	企業経営者としての経験と見識に基づく発言を適宜行っておりました。
取締役(監査等委員)	小室和夫	4回／4回	3回／3回	金融機関の役員としての豊富な経験と見識より、必要に応じ発言を行っておりました。

⑹ 責任限定契約の内容の概要

当社は、熊谷寿人氏、豊島正明氏、川井信夫氏、奥田行雄氏、茅根務氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

⑺ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、保険期間中に、当社並びに株主、投資家および従業員その他の第三者から損害賠償請求等を受けた場合において、損害賠償金・訴訟費用等を負担することによって被る損害を該当保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社並びに当社子会社における取締役、及び執行役員でありその保険料については全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

⑴ 名称

千葉第一監査法人

⑵ 報酬等の額

	支　　払　　額
報酬等の額	21百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

（注） 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査人の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」および「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を踏まえ、事業の規模、特性、監査時間・工数などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、監査等委員会で決定した「会計監査人の選定基準並びに評価基準」を作成しております。

会計監査人の選解任につきましては、会社法第337条第3項各号の欠格事項、第340条第1項各号の解任事由の有無等の確認と同時に、会計監査人の専門性、独立性、監査体制、監査報酬等を総合的に判断してその選任、解任、不再任を決定しております。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの実効性をあげるため、必要に応じて社内規程、マニュアル等を制定および改定し、規範や行動基準を明確にしたうえで、その推進を図る。また、職務の執行状況を把握し、適法性を確保するために監査部を設置し、内部監査を実施する。

⑵ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制および子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務執行に関する情報を取締役会議事録および稟議書等で記録し、会社規程の定めに従い、その取り扱いをおこなう。また、子会社についても、関係会社管理規程により、当社の取締役会に提出し承認を得るべきもの、当社の管理部署に報告すべき事項を定める。

⑶ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程に基づき取り扱い、さらに必要に応じマニュアルの作成、運用、改定並びに研修をおこなう。なお、全社的なリスク管理は総務部が統括し、各部門の担当業務に係るリスク管理は当該部門がおこなう。

⑷ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

当社および子会社の経営等に関する重要事項については、法令および定款の定めるところに従って、毎月１回および必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議・審議をおこない、慎重に決定する。さらに、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図るため、原則的に毎週１回、経営会議と経営連絡会を開催する。

⑸ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

毎月子会社各社から営業内容の定期的な報告と重要事項の事前協議を実施する。また、当社の監査部が必要に応じて子会社全体の内部監査を実施する。

⑹ 監査等委員会および子会社の監査役の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、並びに当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性および当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会のスタッフの人事については、監査等委員会と取締役が意見交換をおこない決定する。また、当該スタッフについて、監査等委員会で定める「内部統制システムに係る監査の実施基準」により、スタッフの員数、専門性が欠けている、当該スタッフへの指揮命令権が不当に制限されている、当該スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分に対して監査等委員会に同意権が付与されていない場合には、監査等委員会が代表取締役等または取締役会に対して必要な申請をおこなうことができる。

⑺ **当社および子会社の取締役および使用人の監査等委員会への報告に関する体制、並びに子会社の監査役が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の子会社の監査役への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役は、会社に重大な影響を及ぼす恐れがある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員または子会社の監査役に報告する。また、取締役、執行役員、担当社員は監査等委員会の要求に応じて監査等委員会に出席し、必要な資料を添えて報告する。また、監査等委員会で定めている「内部統制システムに係る監査の実施基準」の監査等委員報告体制により、問題となる事情がある場合は、監査等委員会が代表取締役等または取締役会に対して必要な申請をおこなう。「内部通報規程」に基づき、当社および子会社の使用人は通報窓口に通報・相談することができる。また、その内容が法令・定款違反等の恐れのある場合は、内部通報窓口は監査等委員会へ報告する。なお、内部通報窓口に通報した者が不当な取り扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

⑻ **監査等委員会および子会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会および監査等委員並びに子会社の監査役は、その職務の執行に必要な費用を会社に対して請求することができる。

⑼ **その他監査等委員会および子会社の監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制**

監査等委員会および子会社の監査役は、当社の会計監査人である千葉第一監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要に応じて弁護士、会計士等から助言を受けることができる。

⑽ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制**

当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶し、法的手段によりこれを解決する。反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部を対応部署とし、事案により関係部署と協議のうえ、対応する。また、警察・暴力追放センターおよび弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により連携を強化する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年5月21日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査をおこなうことによる監査・監督の実効性の向上、並びに内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図っております。なお、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るべく社内規程、マニュアル等の制定および改定を行い、ハラスメント、情報セキュリティなどについての教育を実施しております。

また、監査部において職務の執行状況を把握し、適法性を確保するために内部監査を実施しております。

(2) リスクマネジメントについては、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスクを識別、分析、評価し定期的に見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行っております。

(3) 当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動および決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

(4) 監査等委員は、内部監査部門と緊密な連携を保ち、内部監査報告書と内部統制に関する評価表を閲覧して、社内諸規程に対する準拠法を監査し、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容について相当性の監査を実施しております。

(5) 当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶するため、総務部を対応部署とし、警察・暴力追放センターおよび弁護士等の外部専門機関と連携して対応しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の企業価値の源泉は、①チェーンストア経営による利便性の絶え間ない向上力、②関東および周辺を中心として構築された店舗網およびその展開力、③お客様の多様なニーズにお応えする多岐にわたる商品の提供力、④徹底したローコストオペレーションを構築すること等により実現されるロープライスでの商品提供力、⑤お客様の暮らしのニーズに則したサービスの提供力、⑥創業以来の企業理念や企業文化、⑦ホームセンターとして培ってきたノウハウおよびこれらを共有し、かつ一丸となって発展・成長させる従業員の存在にあると考えております。

当社としては、係る当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

⑵ 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、創業以来、継続してチェーンストア経営に徹してまいりましたが、少子高齢化の進行、女性の社会進出、情報化の発展等の社会環境の変化に伴い、お客様ニーズの多様化や業態間・企業間競争の激しさが一層増す中、当社が中長期的に企業価値向上を果たしていくためには、よりお客様にとって便利な買物と安さを提供し、品揃え枠の拡大によるお客様の生活スタイルに合った商品やサービスを提案し続けることが必要であると考えております。

当社は2022年度を最終年度とした中期経営計画において、①荒利益の重視、②品揃えの充実、③サービスの向上、④販売拠点の拡大、⑤利益体質の強化の5項目を重点戦略に掲げ、経営資源を投下すること、また、DCMホールディングス株式会社とのシナジー効果を加えることで、よりスピーディーな実現を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に取り組んでまいります。

⑶ 基本方針に基づく不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得がおこなわれる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案すること、あるいは株主の皆様が係る大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉をおこなうこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると考えます。

こうした考えに基づき、当社は、2020年５月26日開催の第82回定時株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件について上程し、株主様の賛成を得てご承認をいただきました。

なお、本買収防衛策の内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https：//www.keiyo.co.jp/）において掲載しております。

⑷ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本買収防衛策は、当社株式等に対する買付等がおこなわれる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間の確保、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等をおこなうことを可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注)　本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

貸借対照表

（2022年2月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**30,276,677**	**流動負債**	**16,142,317**
現金及び預金	1,757,461	買掛金	9,097,380
売掛金	866,861	1年内返済予定の長期借入金	2,345,000
商品	25,226,042	リース債務	784,764
前払費用	957,202	未払金	773,418
未収入金	855,828	未払賞与	1,578,130
その他	613,280	未払費用	813,584
固定資産	**46,598,509**	未払法人税等	374,728
有形固定資産	**23,877,091**	未払消費税等	198,018
建物	7,962,440	店舗閉鎖損失引当金	2,696
構築物	706,383	資産除去債務	17,758
機械及び装置	105,284	その他	156,837
車両運搬具	0	**固定負債**	**18,089,613**
工具、器具及び備品	146,287	長期借入金	10,892,500
土地	13,394,565	リース債務	1,061,718
リース資産	1,492,481	退職給付引当金	4,998,313
建設仮勘定	69,648	資産除去債務	652,984
無形固定資産	**1,809,718**	その他	484,096
借地権	460,868		
商標権	2,325	**負債合計**	**34,231,931**
ソフトウエア	1,312,467	**純資産の部**	
リース資産	20,362	**株主資本**	**38,949,867**
電話加入権	13,694	**資本金**	**16,505,586**
投資その他の資産	**20,911,699**	**資本剰余金**	**13,953,477**
投資有価証券	12,269,277	資本準備金	8,073,051
関係会社株式	98,640	その他資本剰余金	5,880,426
長期貸付金	17,331	**利益剰余金**	**13,161,268**
長期前払費用	86,039	その他利益剰余金	13,161,268
長期前払賃借料	132,165	固定資産圧縮積立金	38,651
繰延税金資産	1,058,352	繰越利益剰余金	13,122,616
差入保証金	7,162,377	**自己株式**	**△4,670,465**
その他	404,910	**評価・換算差額等**	**3,693,388**
貸倒引当金	△231,396	**その他有価証券評価差額金**	**3,693,388**
投資損失引当金	△86,000	**純資産合計**	**42,643,255**
資産合計	**76,875,186**	**負債純資産合計**	**76,875,186**

損 益 計 算 書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**102,076,011**
売上原価	**65,153,802**
売上総利益	**36,922,208**
販売費及び一般管理費	32,172,630
営業利益	**4,749,578**
営業外収益	**1,577,969**
受取利息及び配当金	225,278
その他	1,352,690
営業外費用	**834,023**
支払利息	66,186
その他	767,837
経常利益	**5,493,523**
特別利益	**59,919**
固定資産売却益	19,425
投資有価証券売却益	40,194
その他	300
特別損失	**529,231**
固定資産除却損	44,001
投資有価証券評価損	116,710
店舗閉鎖損失	262,885
減損損失	84,204
その他	21,428
税引前当期純利益	**5,024,211**
法人税、住民税及び事業税	1,084,300
法人税等調整額	166,185
当期純利益	**3,773,726**

株主資本等変動計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	16,505,586	8,073,051	5,880,426	13,953,477	50,489	10,151,252	10,201,741	△2,514	40,658,291
当期変動額									
剰余金の配当						△814,199	△814,199		△814,199
当期純利益						3,773,726	3,773,726		3,773,726
固定資産圧縮積立金の取崩					△11,837	11,837	—		—
自己株式の取得								△4,667,951	△4,667,951
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△11,837	2,971,364	2,959,526	△4,667,951	△1,708,424
当期末残高	16,505,586	8,073,051	5,880,426	13,953,477	38,651	13,122,616	13,161,268	△4,670,465	38,949,867

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,787,613	5,787,613	46,445,905
当期変動額			
剰余金の配当			△814,199
当期純利益			3,773,726
固定資産圧縮積立金の取崩			—
自己株式の取得			△4,667,951
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,094,225	△2,094,225	△2,094,225
当期変動額合計	△2,094,225	△2,094,225	△3,802,650
当期末残高	3,693,388	3,693,388	42,643,255

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のあるもの　決算日前１ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のないもの　移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　金銭債権の取立不能に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金　関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金　店舗閉鎖に伴う損失に備えるため、翌事業年度以降に発生すると合理的に見込まれる閉店関連損失額を計上しております。

(4)　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（11年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
(1)　ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
金利スワップ取引
ヘッジ対象
借入利息
③ヘッジ方針
ヘッジ対象に係る将来の金利変動によるリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。
④ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
(2)　消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記
（損益計算書）
投資有価証券評価損の表示方法は、従来、損益計算書上、特別損失の「その他」（前事業年度53,999千円）に含めて記載しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「投資有価証券評価損」（当事業年度116,710千円）として表示しております。
（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度以降に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1)　固定資産の減損

当事業年度の計算書類に計上した金額

（千円）

	計算書類計上額
減損損失	84,204
固定資産計上額	25,772,849

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

各店舗、賃貸物件及び遊休資産をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行い、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる場合、地価の下落が著しい場合、使用範囲または方法について回収可能性を著しく低下させる変化があった場合等について減損の兆候の判定を行っております。

減損の兆候判定を行った資産グループに対しては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、回収可能価額が帳簿価額を下回る部分について、帳簿価額を回収可能価額まで減額する事で減損損失を測定しております。回収可能価額は、資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額によっております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定にあたっては、適切な権限を有する経営者の承認を得た将来利益計画に基づき、過年度における収益状況や経費実績、今後見込まれる店舗機能の強化、営業継続期間の予測、契約更新が出来ない店舗についての残存契約期間等も踏まえた仮定により将来損益を算出しております。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、新たな変異株の出現もあり感染拡大のリスクは残りますが、ブースター接種を含むワクチン接種率の向上や承認された治療薬の出現等もあり、今後は緩やかに収束していくものとの仮定に基づいております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の状況の他、将来の不確実な経済状況や市場価格の変動等による影響により、将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定の仮定が減損損失の認識、測定に利用した見積りと大きく乖離する結果となった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2)　繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

（千円）

	計算書類計上額
繰延税金資産（純額）	1,058,352

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指

針第26号）で示される会社分類を基礎に、将来減算一時差異に対する、将来の収益力に基づく課税所得、タックス・プラニング及び将来加算一次差異の解消スケジュール等に基づき、将来の税負担を軽減する効果を有すると見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、適切な権限を有する経営者の承認を得た将来利益計画に基づいております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りには、過年度における損益状況や今後見込まれる店舗機能の強化計画等も含めた将来の需要予測、売上予測及び利益予測等の見積りが含まれております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、今後緩やかに収束していくものとの仮定に基づいており、この仮定の内容は「(1)固定資産の減損」に記載しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、現時点における最善の見積りに依っておりますが、生じる課税所得の金額や時期につきましては、将来の不確実な経済状況の変動や新型コロナウイルス感染症の状況により、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なる結果となる可能性があります。

また、上記状況に加え、近年における当社の課税所得の発生状況は、安定的に推移してきており、会社分類の変更を行った場合には、評価性引当額で処理をしている項目の一部を中心に、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額の増減に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
建物	28,001千円
担保に係る債務	
その他	40,245千円
2．有形固定資産の減価償却累計額	28,430,889千円
3．関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	632千円
関係会社に対する長期金銭債権	203,780千円
関係会社に対する短期金銭債務	12,148千円
関係会社に対する長期金銭債務	6,449千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	122,407千円
営業取引以外の取引高	101,133千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
	株	株	株	株
普通株式	65,140,184	－	－	65,140,184

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
	株	株	株	株
普通株式	3,986	5,459,641	－	5,463,627

（注）自己株式（普通株式）の増加数は、会社法第165条第２項等の規定による取締役会の決議に基づく自己株式の取得5,458,700株及び会社法第192条の規定による単元未満株式の買取りによる増加941株であります。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年５月25日 定時株主総会	普通株式	407,101	6.25	2021年２月28日	2021年５月26日
2021年９月29日 取締役会	普通株式	407,098	6.25	2021年８月31日	2021年11月５日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年５月24日 定時株主総会	普通株式	372,978	利益剰余金	6.25	2022年２月28日	2022年５月25日

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	469,790千円
未払事業税	63,708千円
未払事業所税	28,411千円
未払社会保険料	72,843千円
店舗閉鎖損失引当金	819千円
退職給付引当金	1,518,487千円
貸倒引当金	70,298千円
投資有価証券評価損	120,485千円
減損損失	2,512,721千円
資産除去債務	203,771千円
その他	60,371千円
繰延税金資産小計	5,121,708千円
評価性引当額	△2,347,320千円
繰延税金資産合計	2,774,387千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	16,866千円
その他有価証券評価差額金	1,511,783千円
資産除去債務に対応する除去費用	52,578千円
その他	134,806千円
繰延税金負債合計	1,716,034千円
繰延税金資産の純額	1,058,352千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	30.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
住民税均等割	2.1%
評価性引当額の増減	△8.4%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.9%

金融商品に関する注記

1．　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債の発行によることを基本にする方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金並びに未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金、差入保証金並びに投資その他の資産の「その他」に含まれる破産更生債権等は、店舗設置等に伴う敷金並びに建設協力金等であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、１年以内の支払期日であります。

長期借入金並びにファイナンス・リース取引に係る債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務は流動性リスクに晒されており、借入金は金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。ヘッジの有効性の評価に関しては、金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

売掛金については、相手先が主に金融機関系列のクレジットカード会社であり信用リスクは僅少であると考えております。

未収入金、長期貸付金、差入保証金並びに破産更生債権等については、関連各部署において取引先毎の残高を定期的に管理し、財務状況の悪化等を早期把握することにより、貸倒リスクの軽減を図っております。関係会社に対しても同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引の契約先を信用度の高い金融機関に限っているため、相手先の契約不履行による信用リスクは、僅少であると考えております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案しつつ、取締役会にて個別に保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を精査・検証し、保有状況を継続的に見直ししております。

デリバティブ取引については、基本方針、取引権限、取引限度額等を定めた「金融商品会計細

則」を作成したうえで、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告、取引実績に基づき財務部にて適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年２月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　現金及び預金	1,757,461	1,757,461	－
(2)　売掛金	866,861	866,861	－
(3)　未収入金	855,828	855,828	－
(4)　投資有価証券			
その他有価証券	12,237,582	12,237,582	－
(5)　長期貸付金	17,331	17,195	△135
(6)　差入保証金	3,097,068	3,041,574	△ 55,494
(7)　破産更生債権等（※１）	208,122	208,122	－
貸倒引当金（※１）	△205,856	△205,856	－
	2,266	2,266	－
資産計	18,834,399	18,778,769	△55,629
(1)　買掛金	9,097,380	9,097,380	－
(2)　未払金	773,418	773,418	－
(3)　未払法人税等	374,728	374,728	－
(4)　未払消費税等	198,018	198,018	－
(5)　長期借入金（※２）	13,237,500	13,253,382	15,882
(6)　リース債務（※２）	1,846,483	1,879,092	32,608
負債計	25,527,530	25,576,021	48,491

（※１）破産更生債権等は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。また、破産更生債権等に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

（※２）長期借入金並びにリース債務については、１年内の返済予定額をそれぞれ含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)　現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)　売掛金 並びに (3)　未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)　投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5)　長期貸付金 並びに (6)　差入保証金

これらの時価については、一定の期間毎に区分した債権額を満期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっております。

(7)　破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としております。

負債

(1)　買掛金 (2)　未払金 (3)　未払法人税等 並びに (4)　未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)　長期借入金 並びに (6)　リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れ等を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利関連

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	750,000	375,000	（※）

（※）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注2）時価の把握が極めて困難と認められるため時価を注記しない金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式（※１）	98,640
非上場株式　（※２）	31,695
差入保証金　（※３）	4,065,309
合計	4,195,644

（※１）市場価格のない関係会社株式に対して、投資損失引当金86,000千円を計上しております。
（※２）非上場株式については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから「資産　(4)　投資有価証券」の金額には含めておりません。
（※３）差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産　(6)　差入保証金」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

持分法損益等に関する注記

当社の関連会社は損益等から見て重要性が乏しいため、記載しておりません。

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	ＤＣＭ株式会社	被所有 直接　0.86%	商品の仕入等	商品の仕入	60,945,564	買掛金	8,701,541

（注）1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2.取引条件および取引条件の決定方針等
商品の仕入（仕入割戻を含む）は、市場価格を参考に決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産　　714円57銭
２．１株当たり当期純利益　　58円60銭

重要な後発事象に関する注記

2022年３月16日に発生しました「福島県沖を震源とする地震」により、当社の一部の店舗において固定資産や棚卸資産の毀損又は滅失等の被害が発生しております。当社が現時点で入手可能な情報に基づき調査を行った結果、損失額は60,000千円程度になるものと見込まれます。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２２年４月２０日

株式会社　ケーヨー
　取締役会　御中

千葉第一監査法人
千葉県千葉市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　本　橋　雄　一
代表社員 業務執行社員　公認会計士　岸　　健　介

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ケーヨーの2021年３月１日から2022年２月28日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

⑴監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

⑵事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

⑶会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)並びにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月25日

株式会社ケーヨー監査等委員会

監査等委員（常勤） 川井 信夫㊞

監査等委員 奥田 行雄㊞

監査等委員 茅根 務㊞

（注） 監査等委員 奥田行雄、茅根務は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場　千葉市若葉区みつわ台一丁目28番１号
株式会社ケーヨー
電話　043(255)1111(代)

※総会会場前に駐車場をご用意しております。
※館内・敷地内は、禁煙となっておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

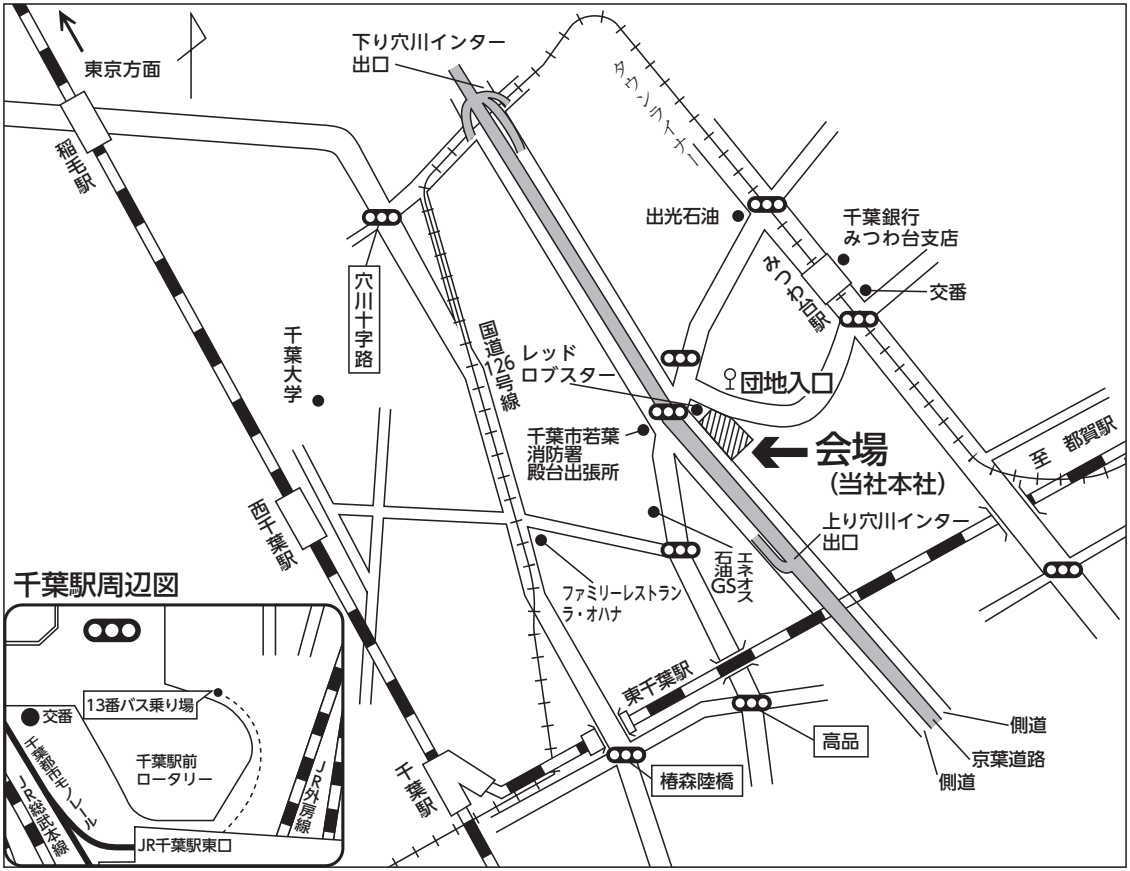

アクセス　○バス　ＪＲ千葉駅東口を出て千葉内陸バス13番乗り場「Ｃ40みつわ台駅経由　みつわ台車庫行き」にお乗りいただき、「団地入口」にてお降りください。
千葉駅からの所要時間は20分程度です。

○車　［東京・成田方面から］　下り穴川インターを出て千葉市街方面にお進みお越しください。
［蘇我・東金方面から］　上り穴川インターを出て四街道方面へお進みお越しください。

第80回定時株主総会より株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。